

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 10 月 11 日 (金) 第 557 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 2

公 告

- 令和 6 年度ふぐ処理師試験公告 (生活衛生課取扱い) 2
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 3

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表 (3 件) (監査委員事務局取扱い) 3

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 707 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿 児 島 県 土 木 部 砂 防 課 及 び 始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 建 設 部 建 設 総 務 課 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る。

令和 6 年 10 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区 域 の 名 称	区 域
梣 山 地 区	次に掲げる標柱の 1 号から 21 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 21 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱の所在地
1 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 800 番 2
2 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 813 番 1
3 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 814 番
4 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 816 番
5 号 6 号 7 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 818 番
8 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 梣 山 935 番 18
9 号 10 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 梣 山 935 番 4
11 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 園 田 837 番 1
12 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 園 田 836 番 1
13 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 834 番
14 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 833 番
15 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 832 番 1
16 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 831 番
17 号 18 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 823 番 1
19 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 822 番 1
20 号	霧 島 市 霧 島 田 口 字 塩 井 811 番

北薩地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 10 月 11 日

北薩地域振興局長 北 菌 育 子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションうきぐも阿久根	阿久根市塩浜町二丁目22番地	特定非営利活動法人サポートハウス二十一	鹿児島市与次郎二丁目4番35号KSC鴨池ビル3F	福田 昭次	令和 6 年 9 月 30 日	居宅介護・重度訪問介護
ヘルパーステーションK	薩摩川内市田崎町283番地	医療法人社団真澄会	薩摩川内市田崎町1071番地8	岩川 俊二	令和 6 年 9 月 30 日	重度訪問介護

公 告

令和 6 年度ふぐ処理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、令和 6 年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 10 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の日時
令和 7 年 2 月 5 日（水）午前10時から午後 5 時まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）
- 3 試験の方法及び試験科目
試験は、筆記試験及び実地試験の方法により、次に掲げる科目について行う。ただし、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号ロに定める者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち水産食品の衛生に関する知識を免除する。
 - (1) 筆記試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ふぐに関する一般知識
 - (2) 実地試験
ふぐの処理及び鑑別に関する実技
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
13,500円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 所定の受験願書
 - イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を自書したもの）
 - ウ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、食品衛生法施行規則別表第17第1号ロに定める者であることを証明する書類
 - (2) 提出書類等の提出先

受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ処理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和 6 年10月29日（火）から同年11月 8 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 6 年11月 8 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し郵送により合格証を交付するとともに、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年10月11日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（ 1 工区）

出水市下知識町104番，117番 1，117番 2，118番，119番 1，119番 2，120番 1，120番 2 及び121番

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

出水市文化町849番地

出水農産株式会社

代表取締役 藤本繁信

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した令和 6 年度の定期監査（前期）の結果について、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 6 年10月11日

鹿児島県監査委員	松 菌 英昭
同	大 菌 豊
同	おさだ康秀
同	松田 浩孝

監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した令和 6 年度の定期

監査（県立病院局）の結果について、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 6 年10月11日

鹿児島県監査委員	松 菌 英昭
同	大 菌 豊
同	おさだ康秀
同	松田 浩孝

監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した令和 6 年度の定期監査（工業用水道部）の結果について、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 6 年10月11日

鹿児島県監査委員	松 菌 英昭
同	大 菌 豊
同	おさだ康秀
同	松田 浩孝